

平成十九年十月二十六日受領  
答弁第一三三一号

内閣衆質一六八第一三一号

平成十九年十月二十六日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員のマイレージ利用に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員のマイレージ利用に関する再質問に対する答弁書

一について

平成十九年十月二十二日現在、外務省において、局長職に就いている者は次のとおりである。

総合外交政策局長 河相周夫、アジア大洋州局長 佐々江賢一郎、北米局長 西宮伸一、中南米局長  
三輪昭、欧州局長 原田親仁、中東アフリカ局長 奥田紀宏、経済局長 小田部陽一、国際協力局長 別  
所浩郎、国際法局長 小松一郎、領事局長 谷崎泰明

二について

御指摘の週刊誌の記述については、平成十九年十月十一日から十六日までの間外務省大臣官房において  
確認を行った。

三について

外務省においては、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）第三十四条に従  
い、運賃の等級を三以上の階級に区分する航空路による旅行において、（一）次官級以上の職員が旅行を  
行う場合については最上級の運賃、（二）次官級以外の指定職、七級以上の職員及び五級以上の職員であ

って長時間の旅行を行う者については最上級の直近下位の級の運賃、(三) 右(二)に該当しない六級以下の職員については更に下位の級の運賃を支給することを基本としている。

#### 四について

先の答弁書(平成十九年十月十六日内閣衆質一六八第九七号)七について述べたとおりである。

#### 五について

外務省において確認した範囲では、御指摘の週刊誌の記述にある「局長」の発言について確認されていないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。